

人事

◆退職（3月31日付）

総務課参事 高嶋 由美

産業振興課課長補佐 遠藤 力

健康福祉課課長補佐 熊谷千枝子

教育学習課主査 大野 正雄

◆新規採用（4月1日付）

教育学習課長兼指導主事 八巻利栄子

（県教育委員会より割愛）



税務課主事

鈴木 翔太



産業振興課主事

澁谷 誠



都市建設課主事

伊藤 健人



企画財政課主事

齋藤 尚孝



健康福祉課主事

残間 頼



平成28年度
情報公開状況・個人情報開示状況のお知らせ

村では、皆さんの知る権利の保障と、より開かれた村政を目指して情報の公開を行っています。

- ・情報公開請求件数 11件
- ・情報公開決定件数 8件
- ・個人情報開示請求件数 2件
- ・個人情報開示件数 2件

情報公開は村民に限らず誰でも請求することができます。

◆問い合わせ先

総務課 ☎345-5111

納税のお知らせ

- ・固定資産税(1期)
- ・軽自動車税(全期)
- ・国民健康保険税(2期)

納期限(口座振替日) 5月31日(水)

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。

納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。なお、納付相談は随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

* 今月の相談 *

お気軽にご相談ください

相談名	相談日時	場所/内容
生活相談所	10日(水)	[場所] 平林会館1階料理講習室 [内容] 生活の中での悩み事、心配事などの相談 電話相談(当日のみ)も受け付けます。 ☎345-6631
	17日(水)	
	24日(水)	
宮城県司法書士会による出張相談会(無料)	10日(水)	[場所] 平林会館1階料理講習室 [内容] 売買・贈与・相続等不動産登記、多重債務に関する相談、成年後見制度(判断能力に不安のある方の財産管理)
消費生活相談窓口	10日(水)	[場所] 平林会館2階第3研修室 [内容] 消費生活に関する相談
	17日(水)	
	24日(水)	
	31日(水)	

・行政相談委員・

4月1日付けで、行政相談委員として平間宏子さん(衡東)が総務大臣より委嘱されました。



・行政相談のお知らせ・

行政相談は、行政機関の仕事に関することで皆さんの困りごとや要望について、行政相談委員が相談に応じ、解決のお手伝いをします。相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

【定例相談】

◆日時 毎月第1水曜日(5月は第2水曜日) 午前9時~正午

◆場所 平林会館1階 相談所

総務大臣感謝状

行政相談委員として活躍された竹下由美さん(衡中)に総務大臣から感謝状が贈られました。竹下さんは、豊かな経験と知見を生かして平成13年4月から16年間、行政などに関する相談や苦情の解決促進にご尽力され、3月31日の委嘱期間満了をもってご勇退されました。長年のご功績とご労苦に深く感謝します。



▲米澤東北管区行政評価局長(左) 竹下由美さん(中央)

消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *

このコーナーでは、今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。



【はがきの記入例】

●事業者への通知

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 ()
契約金額 () 円
販売会社名 (株式会社 営業所)
担当者名 () 氏
尚、支払った代金 () 円) を返金し、商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
契約者住所 ()
氏名 ()

●クレジット会社への通知

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 ()
契約金額 () 円
販売会社名 (株式会社 営業所)
担当者名 () 氏
信販会社名 ()
平成〇年〇月〇日
契約者住所 ()
氏名 ()

クーリング・オフ制度とは

不意打ち的な勧誘をされて3千円以上の契約をしてしまったときに、一定期間内であれば無条件で契約が解除できる制度です。クーリング・オフができる取引は法律や約款などに定めがある場合に限られます。

クーリング・オフをするときは

- ①クーリング・オフの期間を確認しましょう。
- ②はがきなどの書面で通知を出しましょう。
・「契約を解除する」旨と必要事項を記入します。
・クレジット契約をした場合は、信販会社にも通知を出します。
- ③はがきは「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」など記録に残る方法で送付します。
・はがきの両面や送付記録はコピーを取って5年間保管しておきましょう。
※受け取った商品は業者に引き取ってもらいましょう。支払ったお金は返金してもらいましょう。

クーリング・オフで迷ったら消費生活相談窓口にご相談ください

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512